

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	特定事業所に備えるべき防災資機材等の基準の代替措置
担当部局	総務省消防庁予防課特殊災害室 電話番号: 03-5253-7524 e-mail: tokusaishitsu@soumu.go.jp
評価実施時期	令和5年2月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による代替措置を設けなければ、事業者は引き続き大型化学高所放水車と泡原液搬送車を備える必要があり、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を導入することによりコストの削減を図ることができない(導入費、維持管理コストなど)。 導入費については、メーカーの車両価格が公表を予定されておらず、競争上の地位を害するおそれがあるため正確に定量化することができない(※)が、維持コストについては、現時点で大型消防自動車1台あたり年間40万円程度の点検・車検の費用がかかるところ、維持すべき消防自動車3台が1台に減れば車両維持費は1/3に、2台が1台に減れば1/2になると考えられるため、仮に国内の防災組織のうち1割が消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を導入すると仮定すると、規制を改めた場合と比べベースラインでは4,800万円(=40万円×10年間×2台×(1/2)(削減額が小さい2点セットを導入していると仮定)×12組織(国内の防災組織の約1割))の追加費用が発生すると考えられる。</p> <p>(※)導入費について、3点セット(大型高所放水車、大型化学車、泡原液搬送車)を購入した場合又は2点セット(大型化学高所放水車と泡原液搬送車)を購入した場合と、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車1台を購入した場合とで差額が生じることが予想される。</p> <p>ポンプ車の耐用年数については約10年と考えられるため、10年に1度更新すると仮定すると、導入費については以下のとおり推計することが可能である。 導入費 = 車両購入費の差額 × 1回(10年間の更新回数) × 更新が予定される防災組織数 各車両の価格は事業者において決定するもので、また、競争上の地位を害するおそれがあるものであり、総務省として定量化することは困難である。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】 現状では、法令上消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による泡原液搬送車の代替ができず、大型化学高所放水車及び泡原液搬送車と同等の泡原液を搬送できる消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を導入したとしても、事業所はなお泡原液搬送車を備えなければならないこととなり、事業所に過大に負担をかけることになる。これは政省令で消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による泡原液搬送車の代替を認めていないことから生じており、解消のためには政省令改正が必要である。</p> <p>【規制の内容】</p> <p>1 自衛防災組織に関する事項 (1) 自衛防災組織において、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車一台につき大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等をそれぞれ一台備え付けているものとみなす。 (2) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けている場合に、防災要員、指揮者、泡消火薬剤及び可搬式放水銃等を置くことを定める。</p> <p>2 共同防災組織に関する事項 (1) 自衛防災組織において、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車一台につき大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等をそれぞれ一台備え付けているものとみなす。 (2) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けている場合に、防災要員、指揮者、泡消火薬剤及び可搬式放水銃等を置くことを定める。</p> <p>3 その他所要の規定を整理する。</p>
規制の費用	<p>1(1)及び2(1)について 本政省令改正は新たな代替措置を設けるものであり、事業所は従前の通りに防災資機材等を備えれば基準を満たしていることに変わりないため、本改正により車両を更新又は回収する費用は発生しない。 なお、第三者認証試験機関が行う試験結果を用いて、防災資機材等の性能を確認する事業者が大半であるが、第三者認証試験機関においては新たに下記の通り消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の導入に係る審査基準を検討する費用が発生すると考えられる。</p> <p>(1) 事務作業費用(関係団体等との協議等を含む) = 価格(間接費を含む) × 作業に要する時間 × 回数 = 99万円(≒10,496(円/時間) × 94(時間) × 1(回))</p> <p>(2) 印刷業者への発注費用 = 28万円 (1)+(2)の合計 127万円</p> <p>1(2)及び2(2)について 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けている場合に置くべきとする防災要員の数、指揮者の数、泡消火薬剤の量並びに可搬式放水銃等の種類及び量は、大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等をそれぞれ一台備え付けている場合に置くべきとするそれと同じか、それより小さい。また、1(1)及び2(1)と同様、事業所は従前の通りに防災資機材等を備えれば基準を満たしていることに変わりない。よって、本改正による追加の遵守費用は発生しない。</p> <p>3 1及び2により生じる条ズレを解消する等の形式的な改正であり、本改正による追加の遵守費用は発生しない。</p>
(遵守費用)	
(行政費用)	市町村等は、防災組織に導入された防災資機材等(消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車)が基準に適合するか判断する必要がある。実務上は、第三者認証試験機関が行う試験結果を防災資機材等の評価に用いる市町村等がほとんどであり、第三者認証試験機関は防災資機材等を導入する防災組織の属する事業者が支払う手数料で運営されているため、新たな行政費用は発生しない。

規制の効果(便益)	
(直接的効果(便益))	国内の防災組織のうち1割が消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を導入すると仮定すると、ベースラインと比べ、規制を改めた場合は4,800万円程度の便益が発生すると推定される。
(副次的・波及的な影響)	副次的な影響及び波及的な影響について、本政令改正後によって新たに導入される代替措置は、既存事業者と新規参入者との間で差異がない。また、従前の通りに防災資機材等を備えれば基準を満たしていることに変わりなく、本改正により事業者が負担する新たなコストは発生しない。よって、競争に負の影響を及ぼすものではなく、その他大きな影響も発生しない。
費用と効果(便益)の関係	本規制緩和により、4,800万円程度の便益が生じると推定される一方で、遵守費用は発生せず、本規制緩和によって防災資機材等の消火のための能力が低下することはないため、総合的に勘案して、当該規制は適切である。
その他関連事項	【事前評価の活用状況】 本件は、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の性能について、民間企業で行われた検証事業の結果に基づき評価し、政省令を改正しようとするものであり、検討段階等で特段事前評価は行っていない。
事後評価の実施時期等	【事後評価の実施時期】 本政省令改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 本政省令改正後5年間の防災組織の消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の導入数及び大型消防自動車1台あたりの点検・車検の費用を指標として設定し、遵守費用がどれだけ減少したかを計算する。
備考	